

質問回答

NO.	質問	回答
1	調達仕様書「3.15. 成果物の作成」の成果物ごとの納品期限について、「課題対応マップ（初版）の作成（令和8年9月末（想定）」、「プロトタイプ検証計画書（令和8年8月末（想定）」との記載があります。 本件の開札予定日を踏まえると、契約締結後の実質的な作業着手は9月以降になると想定しており、課題対応マップ（初版）の作成に当たっては、モデルケース自治体との調整やヒアリング結果等を踏まえた検討が必要になるものと理解しております。 マスタスケジュールの作成にあたり、上記成果物の提出時期については、仕様書記載の時期を前提として計画すべきか、又は契約締結後の協議を前提として、実現可能なスケジュールを提案書に記載して差し支えないか、ご教示ください。	契約締結後の協議を前提として、実現可能なスケジュールを提案書に記載いただくことで問題ございません。 なお、仕様書記載の納品期限（想定）はあくまで目安であり、契約締結後に主管課と協議の上、実施計画書において確定させるものとします。
2	調達仕様書においては、SaaSサービスを単独又は組み合わせた環境を導入することを前提とした記載があるが、本業務の目的及び要求事項を満たすことを前提として、OSSの活用や個別構築等を含むSaaS以外の実現方式を提案することは可能か。	SaaSサービスを単独又は組み合わせた環境での導入を要件とした背景として、短期間でのプロトタイプ検証を実現したいこと、また、後年度においても同環境を引継ぎ可能であることがございます。 よって、別の実現方式をご提案いただく場合においては、 ①短期間での構築・検証が可能であること ②後年度への引継ぎが可能であること ③ベンダロックイン等の制約が生じないこと の3点が満たされることを提案書に明記いただくようお願いいたします。 なお、採用するクラウドサービスについては、原則としてISMAPクラウドサービスリストへの登録状況等、セキュリティ要件（仕様書8.1参照）を満たすことが必要ですので、この点も考慮願います。
3	調達仕様書（p.6）「表 3-1 本業務における組織等の体制と役割」の項番3「プロジェクト全体管理者」に記載のある「本業務の委託期間中、専任でこれに当たるものとする。」について、副管理者等を配置することにより、体制を確保することでも問題ないか。	問題ございません。 ただし、専任でない場合は、各作業をどのように全体的かつ継続的に管理していくかについて、その手法・体制等を提案書に具体的に記載いただくようお願いいたします。また、仕様書3.1（2）イに規定する週1回程度の進捗報告への出席等、プロジェクト全体管理者としての役割を確実に果たせる体制であることについても明記ください。
4	調達仕様書（p.11）「表3-5 導入ガイドラインの構成要素」の項番7「問合せ先・サポート情報」に記載のある「問合せ窓口（webフォーム）の案内等」のwebフォームの用意は、受託者の作業要件には含まれないという認識でよいか。	ご認識のとおりです。 表3-5「導入ガイドラインの構成要素」項番7「問合せ先・サポート情報」に記載の「問合せ窓口（webフォーム）の案内等」は、ガイドラインへの記載内容（案内情報）を指すものであり、webフォーム自体の構築・用意は受託者の作業要件には含まれません。